

会議の公開について

**福岡県高齢者保健福祉計画策定検討委員会の
会議の公開等について（申合せ事項）（案）**

令和 8 年 9 月 2 日

1 会議の公開

福岡県高齢者保健福祉計画策定検討委員会（以下「委員会」という。）の会議は公開する。ただし、委員長は、会議を公開することにより、委員会の公正、公平な審議に支障を生じると認められる場合は、会議の全部又は一部を非公開とすることができる。

2 傍聴者の範囲

傍聴者は、県民に限らないものとする。

3 傍聴者の定員及び配付資料

- (1) 傍聴者の定員は 10 人とする。
- (2) 傍聴者に対しては、当日委員会に提出される資料を配付することとする。
- (3) 委員長は、会場が狭小であること等により、定員分の傍聴席を確保できない場合には、その都度定員を定めることができる。

4 傍聴手続

- (1) 傍聴は、受付で傍聴者受付簿に傍聴者の氏名及び住所を記入させた上で、先着順に定員に達するまで認めるものとする。
- (2) 傍聴の受付は、会議の開始 30 分前から開始予定時刻までとする。
- (3) 傍聴者には、写真撮影、録画、録音等は認めない。ただし、事前に高齢者地域包括ケア推進課に申出があり、委員長が許可した場合は、この限りでない。

5 傍聴要領

公正かつ円滑な委員会の運営を確保するため、委員会は、傍聴手続及び傍聴者の遵守事項等について別途傍聴要領を定め、傍聴者に配付することとする。

6 傍聴者名簿の適正な処理

傍聴の受付時に傍聴者が記入した個人情報の取扱いについては、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）の定めるところによるものとする。

福岡県高齢者保健福祉計画策定検討委員会傍聴要領(案)

1 会議の傍聴

- (1) 会議は公開を原則としていますが、会議を公開することにより、委員会の公正、公平な審議に支障を生じると認められる場合は、会議を非公開とすることがあります。
- (2) 会議の非公開を決定した場合は、委員長の指示に従い、入室の指示があるまで一時退室してください。

2 傍聴する場合の手続

- (1) 会議の傍聴を希望する方は、会議の開始 30 分前から開始予定時刻までに、受付で氏名及び住所を記入した上で、係員の指示に従って入室してください。
- (2) 傍聴の受付は先着順で行い、定員になり次第、終了します。
- (3) 定員は原則 10 人とします。ただし、会場の都合等により定員分の傍聴席を確保できない場合等については、この限りではありません。

3 傍聴するに当たって守るべき事項

傍聴者は、会議を傍聴するに当たって、次の事項を守らなければなりません。

- (1) 会議中は静粛に傍聴することとし、拍手その他の方法により公然と賛否を表明しないこと。
- (2) 会場において、飲食又は喫煙等をしないこと。また、携帯電話等を使用しないこと。
- (3) 会場において、事前に委員長の許可を得ることなく、写真撮影、録画、録音等を行わないこと。
- (4) その他会議の支障となる行為をしないこと。

4 秩序の維持

- (1) 傍聴者は、会議を傍聴するに当たり、委員長及び係員の指示に従ってください。
- (2) 傍聴者が上記 3 の規定に違反したときは、退場していただく場合があります。

福岡県高齢者保健福祉計画策定検討委員会傍聴者受付簿

番 号	氏 名	住 所
1		
2		
3		
4		
5		
6		
7		
8		
9		
1 0		